

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 地方税の収納の事務を委託した件 二〇七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二〇六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二〇六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二〇六
- 計量器の定期検査を実施する件 二〇六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二〇九
- 土地改良区の変更を認可した件 二〇九
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 二〇九
- 保安林の指定をする予定である件 二〇九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二〇九
- 公告**
- 落札者を決定した件二件 二二五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 二二三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二二三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二二三
- 浸水想定区域を指定した件二件 二二三
- 一般競争入札を行う件 二二三
- 福島県選挙管理委員会 二二三
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 二二五

告示

福島県告示第三百三十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条に

よる改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 委託した事務の範囲及び内容
福島県税コンビニエンスストア収納代行業務
- 受託者の名称及び所在地
株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一十一号
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号
- 収納事務委託年月日
令和七年四月一日
- 収納の事務を委託する期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（税務課）

福島県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市商工観光部にぎわい商業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三一四
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）ヒューリック株式会社
代表取締役 西浦 三郎
（変更後）ヒューリック株式会社
代表取締役 吉留 学
- 変更した年月日
平成二十八年三月二十三日

四 届出年月日
令和七年四月十八日

五 届出をした者
ヒューリック株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

衣料のファミリー浅貝店 福島県いわき市常磐湯本町下浅貝七番四

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

(一) 冷凍機室外機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が必要となるため、施設設置の工事開始の三十日前までに所要の届出を行うこと。

(二) 建屋設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。

2 その他

建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等仰ぎ、対応すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか

二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市（表郷の地域）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月四日 午前二〇時三〇分から 午前一一時三〇分まで	白河市表郷庁舎
白河市（東の地域）	同	午後一時三〇分から 午後四時まで	白河市東庁舎
西白河郡西郷村	同	六月五日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	西郷村文化センター
白河市（大信の地域）	同	午後一時三〇分から 午後二時四十五分まで	大信農村環境改善センター
西白河郡中島	同	六月一日	中島村生涯学習

村	同 郡泉崎	午前十一時から 午前一二時まで	センター輝ら里
町	同 郡矢吹	同 午後二時から 午後三時三〇分まで	泉崎村役場第二 村民ホール
町村	右に掲げる市 右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	六月一三日 午前一〇時三〇分 から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	矢吹町複合施設 KOKOTTO
町村	右に掲げる市	六月一六日から七月一 八日まで（土曜日及び 日曜日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東の地域）、西白河郡西郷村、同郡中島村、同郡泉崎村及び同郡矢吹町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から十二月一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から令和七年四月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十

二日認可した。
令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、杜川沿岸土地改良区から令和七年四月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十四日認可した。
令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、磐城小川江筋土地改良区が磐城小川江筋地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて令和七年四月十七日認可した。
令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和七年五月二日

一 保安林予定森林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

南相馬市小高区村上字前谷地四六六の一、四八一の一、四八三の一、四八六の一、小高区角部内字腰巻一の一、二の一、三の一、四の一、五の一、五の三、六の一、六の四、七の一、八、九の一、九の三、一〇から一六まで、一七の一、一八の一、一九から二五まで、二六の二、二七の二、二八の二、二九の三、一三五の二、一四〇の二、一四〇の四、一四四の二、一四八の二、一四九の一、一五〇、一五二の一、一五二の二、一五四から一五七まで、一六五の二、一六八の一、一六九、一七〇、一九五から二〇六まで、二〇八から二二三まで、字谷地一の一、一三、字貝塚一の一、二の一、三の一、四の一、五の一、六の一、七の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の三、一三の五、一四の一、一四の三、一五の一、一六の一、一七、一八、一九の三、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六の一、二七の一、二八、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五、三六の一、三九の一、三九の二、四〇の一、四一の一、四二から四四まで、四五の一、四六、四七の

一、四八の一、四九の一、五〇、五一の一、五二の一、五三の一、一〇三から一三四まで、一四七から一五二まで、字北台一一七の三、一一七の四、一一九の二、一二六の二、一三四の二、一七一の三、一七八、字南台六一の四、三三四から三三八まで、三四〇、字反田七の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一五の二、一六の一、一八の一、一九の一、一八九から二一七まで、二一九から二三四まで、字羽和形三〇の一、三三の一、四一から四六まで、四九から五八まで、六一、一九六、一九七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡平田村大字西山字煙石二五六の一、二五六の二、二五六の四、二五六の五、二五六の七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第84号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び予定数量
自動車 43台（保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トヨタレンタリース福島 福島県福島市鳥谷野字天神20番地1
- 5 落札金額
133,168,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月14日

（総務課）

公告第85号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
総務部電気自動車 11台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年4月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
日産プリンス福島販売株式会社 福島県福島市荒町4番30号
- 5 落札金額
40,299,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年2月28日

（入札用度課）

公告第八十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)		その他の 規 格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の有 効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
816	混合有 機質肥 料	混合有 機54 0特号	5.0	4.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	片倉コー プラザ リ株式 会社	東京都千 代田区九 段北一丁 目8番10 号	令和10年 5月27日

(農業総合センター)

公告第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	
戸ノ口堰土地改良区	
退任した役員	
役別 氏名	住所
理事 高木 政日子	会津若松市町北町大字中沢字平沢二八番地
同 大堀 幸平	同 市一箕町大字金堀字古道七九番地
同 山口 市郎	同 市河東町八田字漆沢一〇五番地
同 木鋤 高夫	同 市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地

同	鈴木 茂	同	市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
同	伊藤 重明	同	市高野町大字上高野字村内三九番地
同	石橋 正旬	同	市町北町大字始字屋敷一三二番地
同	佐藤 一哲	同	市石堂町六番五号
同	兼子 市雄	同	河沼郡湯川村大字桜町字窪田甲一〇四四番地
同	岩沢 忠典	同	会津若松市神指町東城戸三四八番地
同	鈴木 和秀	同	河沼郡湯川村大字清水田字常照甲二五一一番地
同	小林 修	同	会津若松市河東町八田字八田野三三六番地
同	渡部 善喜	同	市河東町八田字八田野三〇三番地
同	佐藤 信一	同	市町北町大字中沢字中地一三六番地
同	齋藤 幸規	同	市高野町大字中沼字鶴沼二九六番地

就任した役員

役別 氏名	住所
理事 大堀 幸平	会津若松市一箕町大字金堀字古道七九番地
同 山口 市郎	市河東町八田字漆沢一〇五番地
同 伊藤 重明	市高野町大字上高野字村内三九番地
同 佐藤 一哲	市石堂町六番五号
同 鈴木 茂	市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
同 吉田 守	河沼郡湯川村大字清水田字堂前乙三四番地
同 小林 修	会津若松市河東町八田字八田野三三六番地
同 兼子 市雄	河沼郡湯川村大字桜町字窪田甲一〇四四番地
同 渡邊 信一	会津若松市一箕町大字松長字南沼八三番地
同 雪野 重一	市町北町大字始字屋敷一九八番地
同 岩沢 庄司	市神指町東城戸一二〇番地
同 酒井 薫	市町北町大字中沢字中地二三四番地
同 鈴木 安則	市町北町大字藤室字藤室四一五番地
同 岩田 学	市高野町大字中沼字沼木三八番地
同 古川 幹夫	市河東町八田字八田野一二番地

(農村計画課)

公告第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	
袋原土地改良区	
退任した役員	
役別 氏名	住所

監事 佐藤 忠孝 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一五二番地

(農村計画課)

公告第八十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、砂子田川、濁川及び井出川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第九十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、蒲生川、叶津川、田の口沢川、小桂川、金地川及び穴沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第91号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用ブラウ除雪車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月31日(水)
- (4) 納入場所 福島県福島空港事務所(福島県石川郡玉川村大字北須釜地内)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年5月26日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年5月2日(金)から同月26日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月5日及び6日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年5月14日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年5月14日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年6月16日(月)午後1時30分 福島県西庁舎7階 717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年6月13日(金)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport Snow Plow
1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 16 June 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 June 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,

Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
令和七年五月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

医療法人博文会 開成病院	変更前	医療法人博文会 市里病院	変更後	令和七年四月一〇日	変更年月日
-----------------	-----	-----------------	-----	-----------	-------